

1 介護離職を防止し、仕事と介護の両立を可能とする制度の整備について

- 仕事と介護の両立支援制度の全体像
 - 介護休業制度の位置づけについて
 - ・ 介護休業の定義について
 - 介護休暇制度の位置づけについて
 - 所定労働時間の短縮措置等（選択的措置義務）など、柔軟な働き方の制度の位置づけについて
 - 仕事と介護の両立に向けた情報提供について
- 介護休業制度について
 - 分割取得について
 - ・ 分割して取得できる回数は何回か
 - ・ 最低取得単位を設けるべきか
 - 休業できる期間について
 - 取得できる対象家族について
 - 「常時介護を必要とする状態」の判断基準について
- 介護休暇制度について
 - 取得単位について
- 介護のための柔軟な働き方の制度について
 - 所定労働時間の短縮措置等（選択的措置義務）について
 - ・ 措置を行う期間について、介護休業とあわせて93日とされている現状から独立させるべきか
 - ・ その場合、どれくらいの期間とすべきか
 - 措置の内容について
 - ・ 単独の措置とすべき内容はないか
 - ・ 選択的措置義務の中に新たに位置づけるべき制度はないか
 - 所定外労働の免除制度について
 - ・ 仕事と介護の両立支援制度として位置づけるべきか
 - ・ 位置づける場合、どのように位置づけるべきか